

津幡町電気ガス価格高騰 緊急対策支援金

申請要領

申請期間 令和6年2月29日(木)必着

本支援金は、石川県が行う電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給されることが要件になっておりますので、まずは県への申請をお願いします。

石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金事務センター

電話 076-231-3134 (受付時間：午前9時から午後6時まで。土日、祝日は除く)

WEB：<https://ishikawa-shien.jp/denki-gas/>

津幡町の支援金は、郵送(書留)、直接持ち込みにて申請してください。

【お問い合わせ先】

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町 産業建設部 産業振興課 商工観光係

電話 076-288-6704 FAX:076-288-6470

(受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日は除く)

WEB：<http://www.town.tsubata.lg.jp/division/sangyou/W064H0000128.html>

I. 本事業の概要・支給対象

1. 目的

エネルギー価格高騰により大きな影響を受ける事業者の経営の維持・継続を支援するため、石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金（以下「県支援金」）を受給した中小企業者等に対し、津幡町が独自に上乘せする「津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金（以下「町支援金」）を支給します。

2. 支給要件

(1) 支給対象者

県支援金の受給対象となった方で、次の各項目に全て該当する方

- ① 津幡町内に事業所を有する中小企業者等（みなし大企業は含みません）であること。
- ② 津幡町内の事業所において、高圧電力、特別高圧電力、工業用LPガスのいずれかを利用していること。
- ③ 津幡町が実施する他の電気、ガス料金に係る事業の支援を受けていないこと。

以下、4ページまで県支援金の要件と同じ内容を掲載しています。

- ① の中小企業者等については、次のア、イのいずれかに該当する方になります。

ア) 中小企業基本法に定める中小企業者

業種	中小企業者(以下のどちらかを満たすこと)	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
i 製造業 その他の業種 (ii～iv以外)	3億円以下	300人以下
ii 卸売業	1億円以下	100人以下
iii サービス業	5,000万円以下	100人以下
iv 小売業	5,000万円以下	50人以下

なお、個人事業主の方を含みます。

イ) その他の中小企業者（組合関係）

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、生活衛生同業組合(※1)、生活衛生同業小組合(※1)、生活衛生同業組合連合会(※1)、酒造組合(※2)、酒造組合連合会(※2)、酒造組合中央会(※2)、内航海運組合(※3)、内航海運組合連合会(※3)、技術研究組合(直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるもの)

- (※1)その直接又は間接の構成員の2/3以上が5,000万円卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人)以下の従業員を使用する者であること。
- (※2)その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の2/3以上が5,000万円(酒類卸売業者については、1億円)以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人(酒類卸売業者については、100人)以下の従業員を使用する者であるもの。
- (※3)その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

上記(1)及び(2)を満たす事業者であっても、次の(ア)~(サ)のいずれかに該当する場合は、町支援金の対象外となります。

(ア)次のいずれかに該当する中小企業(本事業で定義する以下のみなし大企業である場合)

- a.発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業または外国会社が所有している中小企業
- b.発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業または外国会社が所有している中小企業
- c.大企業または外国会社の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※大企業には自治体等の公的機関も含めることとします

- (イ)国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納がある場合
- (ウ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する「風俗営業」(パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど)及び第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (エ)役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)であると認められるとき
※ご提供いただいた情報は、石川県警察本部に照会する場合があります。
- (オ)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (カ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (キ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (ク)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (ケ)下請契約又は資材、原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が上記(エ)から(ク)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (コ)主たる事業所等の石川県外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき
- (サ)日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当するとき

②津幡町内の事業所において、高圧電力、特別高圧電力、工業用L P ガスを利用していることには、下記のいずれかに該当することが必要です。

- ・高圧電力の契約を行っており、令和5年3月末時点における直近の決算売上高に対する、令和4年1月から令和5年9月の間において連続する任意の12か月の使用に係る高圧電気の使用料金の合計額が3.5%以上であること。
- ・特別高圧電力の契約を行っていること（特別高圧電力を契約している商業施設等において、特別高圧電力を利用し、その費用を負担している中小企業者等を含みます）。
- ・工業用L P ガス（高圧ガス保安法昭和26年法律第204号の適用を受ける液化石油ガス(L P ガス)の契約を行っていること。ただし、関係法令で一般消費者等と分類される用途で使用する場合は、本事業の支援対象外となります。

注) 関係法令で「一般消費者等」と分類される用途は次に掲げるものが挙げられます。

- ・暖房もしくは冷房 ※人のために使用するもの
(ただし、農作物栽培、動物飼育用等の使用は支援対象となります。)
- ・飲食物の調理 ※調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合
- ・湯沸かし等 ※旅館業、クリーニング業（コインランドリー等を含む）、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

(参照)

- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令
(昭和43年政令第14号)
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について(経済産業省(20190308 保局第5号))

3.支援額

町の支援金の額は、県の支援金の1/2（千円未満切捨）です。

ただし、津幡町内の事業所で使用された電力・ガス料金に対して、支援することとなります。

種別		支援対象期間	支援単価 ※()内は9月分
高圧電力	売上高に対する電気代の割合が7%以上	令和5年 4月～9月 使用分	0.9円/kWh (0.45円/kWh) 1事業者 上限50万円
	売上高に対する電気代の割合が3.5%以上7%未満		0.45円/kWh (0.25円/kWh) 1事業者 上限25万円
特別高圧電力		令和5年 1月～9月 使用分	1.0円/kWh (0.5円/kWh)
工業用LPガス			6.0円/m ³ (3.0円/m ³)

Ⅱ.申請の手順

- ① 石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金を受給してください。

町支援金は、県支援金の受給対象の方に、上乗せで支援するものです。

そのため、町支援金の申請の前に、県支援金の申請を行っていただき、受給されたことがわかる、銀行口座の通帳の写しを提出していただく必要があります。

また、津幡町内にある工場や店舗等の事業所で使用された、高圧電力、特別高圧電力、工業用LPガスの料金に対して支援を行うものとなりますので、津幡町内にある事業所で使用されたことが分かる請求書等の写しを添付いただく必要があります。

※石川県の電気・ガス価格高騰緊急対策支援金の申請期間

令和5年10月10日（火）～令和5年12月22日（金）まで

【お問い合わせ先】

石川県電気・ガス価格高騰緊急対策支援金事務センター

電話 076-231-3134（受付時間：午前9時から午後6時まで。土日、祝日は除く）

WEB：<https://ishikawa-shien.jp/denki-gas/>



- ② 添付書類を添えて、町支援金の申請書を津幡町役場産業振興課に提出してください。

◆津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

《添付書類》

- ・添付書類一覧兼チェックリスト
- ・チェックリストに記載された該当の添付書類

【申請先・お問い合わせ先】

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地

津幡町 産業建設部 産業振興課 商工観光係

TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470

（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで。土日、祝日は除く）

E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp



- ③ 津幡町から「津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金交付決定通知書及び確定通知書」を送付します。



- ④ 町支援金の請求書を提出してください。

◆津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金請求書(様式第4号)

Ⅲ.その他

◎補助金の交付を受けた者が下記に該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることがあります。

- ・ 県支援金の交付の取消しや一部返還等の措置が講じられたとき
- ・ 偽りの申込みによって融資を受け、又は偽りの申請によって支援金の交付決定を受けたとき
- ・ 支援金の交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員を含む。）が、暴力団等（石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団等と関係がある場合等。）に該当するに至ったとき。
- ・ 前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は町長の指示に違反したとき。

◎津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金の申請は、1事業者に対して1回限りです。

IV.記載例

◆津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

(様式第1号)

赤字の箇所を入力してください

提出日を記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

津幡町長

津幡町電気ガス価格高騰対策緊急支援金給付申請書兼実績報告書

[高圧電力・特別高圧電力・工業用LPガス共通]

申請者	法人所在地(又は申請者住所)	〒	929-0393
		住所	津幡町字加賀爪二 3 番地
	法人・個人事業主	法人	※選択
	法人名(又は屋号)(カナ)	ツバタセイサクショ	
	法人名(又は屋号)	(株)津幡製作所	
	代表者役職名	代表取締役	
	代表者名又は個人事業主名(カナ)	ツバタ タロウ	
	代表者名又は個人事業主名	津幡 太郎	

連絡先	氏名	津幡 太郎
	電話番号	076-288-6704

法人情報	資本金	1,000	千円※	※個人事業主は空欄
	従業員数	40	名	
	法人番号	12345678912		※個人事業主は空欄

業種	大分類	E製造業	※選択
	中分類	24 金属製品製造業	※選択

申請種別	契約	申請有無	申請金額(円)	売上に対する電気代
	高圧電力	○	500千円	7%以上
	特別高圧電力			-
	工業用LPガス			-

添付書類 ・ 添付書類一覧表兼チェックリスト

◆チェックリスト

添付書類一覧兼チェックリスト

- ・申請するエネルギーの種別によって、必要な書類が異なります。
- ・該当する項目の「□」に「レ」でチェックのうえ提出してください。

項目	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 (中小企業)	<input type="checkbox"/> 個人事業主	津幡町 確認用
1. 共通で必要な書類			
1-1 誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-2 役員等名簿	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-3 履歴事項全部証明書（直近3か月以内のもの）	<input checked="" type="checkbox"/>	-	<input type="checkbox"/>
1-4 本人確認書類の写し (代表者分) (運転免許証、個人番号カード等)	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-5 県支援金の入金記録がわかるページの写し (振込依頼人：イシカワケンデンキガスシエンキン)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-6 振込先口座の通帳の写し (支店名、口座番号等が記載されたページ)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
1-7 確定申告書の写し	<input checked="" type="checkbox"/> 直近の事業年度分の 法人税確定申告書 別表第1の写し	<input type="checkbox"/> 令和4年分所得税 確定申告書第1表 の写し	<input type="checkbox"/>
2. 高圧電力の申請に必要な書類			
2-1 給付額算定書【高圧電力】	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-2 津幡町内の事業所で使用した 対象期間内の電力使用量を示す書類（請求明細等）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-3 申請時点での直近決算書 (売上高の直近決算書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-4 令和4年1月から令和5年9月までの間における 連続する任意12か月の電気代の根拠書類 (売上高に対する電気料金の根拠書)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2-5 いしかわ事業者版環境ISO /いしかわ工場・施設版環 境ISOの登録証の写し、もしくは、 本支援金申請時から過去3年以内に省エネ診断を 受けたことがわかる書類の写し、もしくは 「高圧電力契約の支援金申請要件に係る誓約書」	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 特別高圧電力の申請に必要な書類（直接受電、施設向け）			
3-1 給付額算定書【特別高圧電力】直接受電、施設向け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3-2 津幡町内の事業所で使用した 対象期間内の電力使用量を示す書類（請求明細等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 特別高圧電力の申請に必要な書類（間接受電、テナント向け）			
3-3 給付額算定書【特別高圧電力】間接受電、テナント向け	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3-4 津幡町内の事業所で使用した 対象期間内の電力使用量を示す書類（請求明細等や 電気使用量が記載された施設管理者との賃貸借契約書等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 工業用LPガスの申請に必要な書類			
4-1 給付額算定書【工業用LPガス】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-2 津幡町内の事業所で使用した 対象期間内のガス使用量を示す書類（請求明細等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4-3 工業用LPガス販売証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

添付する書類の確認をし、該当する箇所にチェックを記入してください

津幡町長様

誓約書

津幡町電気ガス価格高騰対策緊急支援金の申請に関して、次のとおり誓約します。

1. 申請受付要項等の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、申請内容の証拠書類を保存するとともに津幡町から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
2. 支援金の受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、支援金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、津幡町税外収入金の延滞金徴収条例に規定する延滞金を支払います。
3. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
4. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、自治体等）に提供または照会されることに同意します。

○上記内容を確認し、以下、自署により誓約します。

【署名欄】 署名年月日 令和〇年 〇月 〇日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

津幡町加賀爪二3番地

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

(株)津幡製作所 代表取締役 津幡太郎

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

※代表者又は個人事業主が必ず自署してください
※消せるボールペンは使用しないでください

1-2、津幡町

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

役員等名簿

<申請者>

登記住所 津幡町字加賀爪二3番地

企業名号 (株)津幡製作所

代表取締役 津幡 太郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 現在の役員等

氏名	フリガナ	生年月日			性別	役職	現住所 (都道府県名から記載)
	漢字	西暦	月	日			
	ツバタ タロウ 津幡 太郎	1900	○	○	男	代表取締役	津幡町字加賀爪○番地
	ツバタ イチロウ 津幡 一郎	1900	○	○	男	監査役	津幡町字津幡○番地

- 注
- 1 名簿の記入対象者は次のとおりです。
 法人：非常勤を含む役員(監査役含む)並びに支配人及び営業所の代表者
 個人事業主：本人(従業員やアルバイトの方は除く)
 - 2 「現住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
 - 3 性別は、「男」または「女」と記入してください。
 - 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
 - 5 この役員名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。

2-1、津幡町

給付額算定書【高圧電力】

〔申請事業者名〕

(株)津幡製作所

〔高圧電力契約会社名〕※複数社と契約している場合は、適宜記載してください

津幡電力

【売上に占める電気代】

〔電気代〕

〔直近売上高〕

〔売上に占める電気代〕

① 2,120,000 円

② 30,000,000 円

③ 7.1 %

〔電気代(12カ月内訳)〕

2022年10月	150,000 円
2022年11月	80,000 円
2022年12月	150,000 円
2023年1月	100,000 円
2023年2月	50,000 円
2023年3月	170,000 円
2023年4月	250,000 円
2023年5月	120,000 円
2023年6月	300,000 円
2023年7月	250,000 円
2023年8月	300,000 円
2023年9月	200,000 円
①	2,120,000 円

※申請時点の直近決算書
での売上高※①÷②にて算出
※少数点第2位切捨売上に占める電気代 (給付分類)
7%以上給付上限額 (円)
500,000次ページの
注意事項を確認し
記入してください

【給付金額】

〔使用電力量〕

〔単価〕

〔給付額算定〕

2023年4月	100,000 kWh	×	0.9 円/kWh	=	90,000 円	
2023年5月	105,000 kWh	×	0.9 円/kWh	=	94,500 円	
2023年6月	120,000 kWh	×	0.9 円/kWh	=	108,000 円	
2023年7月	185,000 kWh	×	0.9 円/kWh	=	166,500 円	
2023年8月	150,000 kWh	×	0.9 円/kWh	=	135,000 円	
2023年9月	140,000 kWh	×	0.45 円/kWh	=	63,000 円	
※少数点未満切捨					合計	657,000 円
					〔給付額〕	500,000 円

<申請にあたって>

- ・申請は1事業者につき、1回となります。申請後に給付上限額に到達するなどして、追加給付の申請を行うことはできません。

◆給付額算定書【高圧電力】について注意事項

【売上に占める電気代】県支援金の申請ルールにならない、以下に注意してください。

利用明細書

(株)津幡製作所 様

請求月令和4(2022)年3月
津幡電力

契約種別：高圧電力
令和4年(2022)1月使用分として

使用量〇〇〇〇kwh ご利用料金 〇〇〇〇円

売上高に占める電気代の算出については、

- 使用月で電気代を算出します。
請求月、支払い月ではありません。
- 高圧のみ算出の対象としてください。
低圧、特別高圧は含めません。

石川県津幡工場	石川県A市工場	B県C市工場
令和4年(2022)1月使用分	令和4年(2022)1月使用分	令和4年(2022)1月使用分
令和4年(2022)2月使用分	令和4年(2022)2月使用分	令和4年(2022)2月使用分
令和4年(2022)3月使用分	令和4年(2022)3月使用分	令和4年(2022)3月使用分
令和4年(2022)4月使用分	令和4年(2022)4月使用分	令和4年(2022)4月使用分
令和4年(2022)5月使用分	令和4年(2022)5月使用分	令和4年(2022)5月使用分
令和4年(2022)6月使用分	令和4年(2022)6月使用分	
令和4年(2022)7月使用分	令和4年(2022)7月使用分	
令和4年(2022)8月使用分	令和4年(2022)8月使用分	
令和4年(2022)9月使用分	令和4年(2022)9月使用分	
令和4年(2022)10月使用分	令和4年(2022)10月使用分	
令和4年(2022)11月使用分	令和4年(2022)11月使用分	
令和4年(2022)12月使用分	令和4年(2022)12月使用分	
令和5年(2023)1月使用分	令和5年(2023)1月使用分	
令和5年(2023)2月使用分	令和5年(2023)2月使用分	
令和5年(2023)3月使用分	令和5年(2023)3月使用分	令和5年(2023)3月使用分
令和5年(2023)4月使用分	令和5年(2023)4月使用分	令和5年(2023)4月使用分
令和5年(2023)5月使用分	令和5年(2023)5月使用分	令和5年(2023)5月使用分
令和5年(2023)6月使用分	令和5年(2023)6月使用分	令和5年(2023)6月使用分
令和5年(2023)7月使用分	令和5年(2023)7月使用分	令和5年(2023)7月使用分
令和5年(2023)8月使用分	令和5年(2023)8月使用分	令和5年(2023)8月使用分
令和5年(2023)9月使用分	令和5年(2023)9月使用分	令和5年(2023)9月使用分

- 令和4年1月使用分から
令和5年9月使用分までの機関における
任意の12か月間の電気代を記載してください。
- 津幡町外の事業所の高圧電力代を含めても構いません。
県支援金の申請内容を参照してください。
- 複数事業所の期間は統一してください

【給付金額】 以下に注意してください

利用明細書

(株)津幡製作所 様

請求月令和5(2023)年6月
津幡電力

契約種別：高圧電力
令和5年(2023)4月使用分として

使用量〇〇〇〇kwh ご利用料金 〇〇〇〇円

給付金額の算定については、

- 津幡町内の事業所のみが対象です。
- 使用月で使用量を記載します。
請求月、支払い月ではありません。

◆高圧電力契約の支援金要請要件に係る誓約書

2-5、津幡町

津幡町長様

高圧電力契約の支援金申請要件に係る誓約書

津幡町電気ガス価格高騰対策緊急支援金の高圧電力契約に係る申請要件に関して、次のとおり誓約します。

1. 本支援金の申請時点で「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」に申請中、もしくは省エネルギー診断（令和4年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業）に申し込んでいます。
2. 「いしかわ事業者版/工場・施設版環境 ISO」の登録証の写しもしくは「省エネルギー診断」を受診したことが分かる書類を入手した場合は、速やかに津幡町に提出することとします。

※申請時点で いしかわ事業者版環境 ISO/いしかわ工場・施設版環境 ISOの登録証の写し、もしくは、本支援金申請時から過去3年以内に省エネルギー診断を受けたことがわかる書類の写しを添付できる申請者につきましては、本様式の提出は不要です。

○上記内容を確認し、以下、自署により誓約します。

【署名欄】 署名年月日 令和○年 ○月 ○日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

津幡町字加賀爪二3番地

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

(株)津幡製作所 代表取締役 津幡太郎

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。

※代表者又は個人事業主が必ず自署してください
※消せるボールペンは使用しないでください

◆給付額算定書【特別高圧電力】直接受電、施設向け

赤字の箇所を入力してください

3-1、津幡町

給付額算定書【特別高圧電力】直接受電、施設向け

〔申請事業者名〕

(株)津幡製作所

〔施設名〕

津幡工場

〔特別高圧電力契約会社名〕※複数社と契約している場合は、適宜記載してください

津幡電力

【テナント負担分を除く共用部分】

	〔使用電力量〕			〔単価〕	〔給付額算定〕
	施設全体分	テナント分	共用部分		
2023年1月	220,000 kWh	80,000 kWh	140,000 kWh	1.0円/kWh	140,000 円
2023年2月	210,000 kWh	75,000 kWh	135,000 kWh	1.0円/kWh	135,000 円
2023年3月	210,000 kWh	75,000 kWh	135,000 kWh	1.0円/kWh	135,000 円
2023年4月	230,000 kWh	80,000 kWh	150,000 kWh	1.0円/kWh	150,000 円
2023年5月	230,000 kWh	80,000 kWh	150,000 kWh	1.0円/kWh	150,000 円
2023年6月	230,000 kWh	78,000 kWh	152,000 kWh	1.0円/kWh	152,000 円
2023年7月	240,000 kWh	90,000 kWh	150,000 kWh	1.0円/kWh	150,000 円
2023年8月	245,000 kWh	90,000 kWh	155,000 kWh	1.0円/kWh	155,000 円
2023年9月	240,000 kWh	90,000 kWh	150,000 kWh	0.5円/kWh	75,000 円

※小数点未満切捨

※小数点未満切捨

【給付額合計】

1,242,000 円

※千円未満切捨

<共用部分について>

- ・施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分を指します
階段、エスカレーター、エレベータ、施設間の連絡通路、休憩室、トイレ、公衆電話室駐車場や一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室や倉庫等施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分 等
- ・施設管理会社が直営で供与する部分のテナント部分については、こちらの共用部分に含めて申請してください

◆給付額算定書【特別高圧電力】間接受電、テナント向け

赤字の箇所を入力してください

3-3、津幡町

給付算定書【特別高圧電力】間接受電、テナント向け

〔申請テナント運営事業者名〕

(株)津幡屋

〔入居する施設名および屋号〕※複数施設に入居している場合は、適宜記載してください

〔入居する施設名称〕

〔当施設に入居するテナント屋号〕

津幡デパート	〇〇屋

〔特別高圧契約電力会社名〕※複数社と契約している場合は、適宜記載してください

〔入居する施設名称〕※上記から自動転記されます

〔電力会社名〕

津幡デパート	津幡電力
0	
0	
0	

【テナント使用電力量】

〔使用電力量〕

〔単価〕

〔給付額算定〕

2023年1月	8,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	8,000 円
2023年2月	9,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	9,000 円
2023年3月	9,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	9,000 円
2023年4月	10,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	10,000 円
2023年5月	10,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	10,000 円
2023年6月	10,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	10,000 円
2023年7月	12,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	12,000 円
2023年8月	12,000 kWh	×	1.0円/kWh	=	12,000 円
2023年9月	12,000 kWh	×	0.5円/kWh	=	6,000 円

※少数点未満切捨

【給付額合計】

86,000 円

※千円未満切捨

<テナントについて>

- ・施設の区画を賃借又は分譲を受けて自己名義で出店し、事業を営むテナント事業者をさします。
- ・施設管理者が直接供与するテナントの電気使用分については、「特別高圧(施設)」にて申請してください。

4-1、津幡町

給付額算定書【工業用LPガス】

〔申請事業者名〕

(株)津幡製作所

〔工業用LPガス販売契約会社名〕※複数社と契約している場合は、適宜記載してください

津幡ガス

【取引単位がkg分】

	〔ガス使用(購入)量〕	〔単価〕	〔給付額算定〕
2023年1月	1,000 kg → 500 m ³ ×	6.0円/m ³ =	3,000 円
2023年2月	5,000 kg → 2,500 m ³ ×	6.0円/m ³ =	15,000 円
2023年3月	4,000 kg → 2,000 m ³ ×	6.0円/m ³ =	12,000 円
2023年4月	4,000 kg → 2,000 m ³ ×	6.0円/m ³ =	12,000 円
2023年5月	3,000 kg → 1,500 m ³ ×	6.0円/m ³ =	9,000 円
2023年6月	1,000 kg → 500 m ³ ×	6.0円/m ³ =	3,000 円
2023年7月	3,000 kg → 1,500 m ³ ×	6.0円/m ³ =	9,000 円
2023年8月	2,500 kg → 1,250 m ³ ×	6.0円/m ³ =	7,500 円
2023年9月	5,000 kg → 2,500 m ³ ×	3.0円/m ³ =	7,500 円

※小数点未満切捨 ※m³ = kg ÷ 2にて換算
※小数点未満切捨

〔給付額小計〕 78,000 円
※千円未満切捨

【取引単位がm³分】

	〔ガス使用(購入)量〕	〔単価〕	〔給付額算定〕
2023年1月	3,000 m ³ ×	6.0円/m ³ =	18,000 円
2023年2月	3,200 m ³ ×	6.0円/m ³ =	19,200 円
2023年3月	3,200 m ³ ×	6.0円/m ³ =	19,200 円
2023年4月	3,400 m ³ ×	6.0円/m ³ =	20,400 円
2023年5月	3,400 m ³ ×	6.0円/m ³ =	20,400 円
2023年6月	3,200 m ³ ×	6.0円/m ³ =	19,200 円
2023年7月	3,400 m ³ ×	6.0円/m ³ =	20,400 円
2023年8月	3,400 m ³ ×	6.0円/m ³ =	20,400 円
2023年9月	3,600 m ³ ×	3.0円/m ³ =	10,800 円

※小数点未満切捨

〔給付額小計〕 168,000 円
※千円未満切捨

〔給付額合計〕 246,000 円

該当するいずれかの欄に、記載してください

<申請にあたって>

・工業用ガス会社との取引単位がkg、m³のいずれもある場合は、本様式にまとめて申請してください

・本申請は、工業用ガスを使用する事業者への支援となります。申請にあたっては、申請受付要項及び工業用のガス販売証明書をご確認の上、手続きのほどお願いします。

工業用のガス販売証明書
(津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金用)

下記の事業者に工業用のガスを販売したことを証明します。

記

「法人所在地」「法人名」「代表者名」は申請書と同じものを記載してください

【販売先の事業者情報】(津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金の申請者)

法人所在地	津幡町加賀爪二3番地
法人名	(株)津幡製作所
代表者名	津幡 太郎

本事業は、下記に定義する工業用LPガスの利用者に対する支援金となります。

【津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金における工業用のガスの定義】

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける液化石油ガス(LPガス)

※「液化石油ガス」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第1項に規定されるもの

事業者において、下記に掲げる用途でLPガスを使用する場合は、本事業に定める工業用LPガスに該当しないため、**本事業の支援対象外**となります。

- ・ 暖房もしくは冷房 ※人のためのものに限る
(農作物栽培、動物飼育用等は工業用LPガスに含む)
- ・ 飲食物の調理 ※調理した飲食物を飲食させる場合及び直接一般消費者に販売する目的をもって調理する製造、小売の場合
- ・ 湯沸かし等 ※旅館業、クリーニング業(コインランドリー等含む)、理容業、美容業、浴場業、医療保険業

※常勤は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の対象

<参照>経済産業省(20190308保局第5号)「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」

【証明事業者記載欄】

証明年月日 : 令和〇年〇月〇日

所在地 : 津幡町字津幡〇〇番地

名称 : 津幡ガス

代表者氏名 : 〇〇 〇〇

※署名(手書き)でない場合は、記名押印してください。

工所用ガスの販売事業者が証明してください

署名(手書き)ではない場合、代表者印を押印してください

◆津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金請求書

様式第4号（第7条関係）

日付は記入しないでください

— 年 — 月 — 日 —

(宛先) 津幡町長

所在地	津幡町加賀爪二3番地
事業者名、屋号	(株)津幡製作所
役職	代表取締役
代表者氏名	津幡 太郎
連絡先	076-288-6704

津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金請求書

津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金として、次の金額を津幡町電気ガス価格高騰緊急対策支援金交付要綱第7条の規定により請求します。

支援金請求額 金 500,000 円

口座番号は正確に記載してください。誤りがあると支援金の支払いができません。

振込先

金融機関名	支店名	預金種別
〇〇銀行	△△支店	普通・当座
口座番号	口座名義(カナ) ※申請者名義の口座に限る	
1 2 3 4 5 6 7	カ) ツバタセイサクショ	

	(事業者名、屋号)	(役職)	(氏名)	連絡先
発行責任者	(株)津幡製作所	代表取締役	津幡 太郎	076-288-6704
担当者	(株)津幡製作所	事務担当	津幡 花子	090-1234-5678

「発行責任者」の欄には代表者を、「担当者」の欄には申請の事務を行っている人の名前を記入してください。代表の方が事務を行っている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「カ」など省略して記入することはできません。